目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第２７号	熊谷市副市長定数条例の一部を改正する条例	企　画　課	１
第２８号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例	職　員　課	２

議案第２７号

熊谷市副市長定数条例の一部を改正する条例

熊谷市副市長定数条例（平成１８年条例第１９１号）の一部を次のように改正する。

本則中「１人」を「２人」に改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

令和４年２月２８日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

副市長の定数を改めたいので、この案を提出するものであります。

議案第２８号

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例

熊谷市職員退職手当条例（平成１７年条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第２条の３第３項中「第６条」の次に「、第６条の２」を加える。

第６条の次に次の１条を加える。

（特別職の職員の退職手当に係る特例）

第６条の２　次の各号に掲げる者が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職（定年による退職を除く。）し、引き続いて前条第１項第２号の職員（以下この条において「第２号特別職職員」という。）となった場合には、当該各号に定める在職期間は、その者の第２号特別職職員としての在職期間に通算する。

⑴　国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第２条第１項に規定する国家公務員（以下「国家公務員」という。）　その者の同法の規定による引き続いた在職期間

⑵　職員以外の地方公務員で、職員に相当するもの（以下「職員以外の地方公務員」という。）　その者のこの条例に相当する規程による引き続いた在職期間

⑶　任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員又は職員以外の地方公務員から引き続いて一般職の職員となった者（第３項第３号において「通算職員」という。）　その者のこの条例の規定による引き続いた在職期間

２　前項の規定の適用を受けた者が退職し、引き続いて第２号特別職職員となったときは、第２条第１項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。この場合において、先の第２号特別職職員としての在職期間は、後の第２号特別職職員としての在職期間に通算する。

３　前２項の規定の適用を受けた者が退職した場合における第２号特別職職員に対する退職手当の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

⑴　その者の最終の退職に係る第２号特別職職員（以下この項において「最終の職」という。）としての在職期間について、前条第１項の規定により算定して得た額

⑵　その者の前号の在職期間以外の第２号特別職職員としてのそれぞれの在職期間について、その者が最終の職を退職した日における当該第２号特別職職員の給料月額を基礎として、それぞれ前条第１項の規定を準用して算定して得た額の合計額

⑶　その者の第２号特別職職員としての在職期間に通算された第１項各号に定める在職期間について、その者が国家公務員、職員以外の地方公務員又は通算職員としての退職の日に受けていた職務の級の号俸又は号給（職務の級の最高の号俸又は号給を超える俸給月額又は給料月額を受けていた者にあっては、当該俸給月額又は給料月額。以下この号において同じ。）に相当する最終の職を退職した日における職務の級の号俸又は号給の額を基礎として、一般職の職員の例により算定して得た額

４　第１項又は第２項の規定の適用を受けた者が退職し、引き続いて国家公務員又は職員以外の地方公務員となったときは、第２条第１項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

第９条第５項中「（国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第２条に規定する者をいう。以下同じ。）」を削る。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

令和４年２月２８日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

特別職の職員の退職手当に係る特例を設けたいので、この案を提出するものであります。